

## 社会福祉法人 常陽会 行動計画

社員が仕事と家庭を両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間

### 2. 内容

目標 1：くるみん認定の取得を目指す。

#### <対策>

- 平成 31 年 4 月～ 社内通達による職員への周知

目標 2：月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者をゼロにする。

#### <対策>

- 平成 31 年度中 毎月、月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者の把握

目標 3：男性の育児休業取得を促す。

#### <対策>

- 平成 31 年度中 ポスターや社内通達による職員への周知

目標 4：年 5 日以上の子次有給休暇の確実な取得を促す。

#### <対策>

- 平成 31 年 4 月～ 社内通達による職員への周知と、自身の年次有給休暇付与日から 1 年以内に、5 日の取得予定日を自身の有休申請書に赤字で記入し管理する。

目標 5：保育手当、病児保育料金負担手当の支給をし、未就学児を持つ職員が気兼ねなく働くことが出来る職場環境を目指す。

#### <対策>

- 平成 31 年度中 急病等による勤務変更への協力体制をつくる為、未就学児の子を持つ職員の所属する事業所、ユニットの職員へ保育手当を支給し、休みやすい職場環境をつくる。
- 平成 31 年度中 病児保育の利用を促進し、未就学児の急病・看病による急な欠勤で職場シフトに支障をきたす事態を防止する。